

令和元年度日本スポーツ少年団ブロック会議

【資料】

令和 2 年 1 月



公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツ少年団

令和2年度日本スポーツ少年団
活動計画（案）

1. 指導者養成・研修

内容・開催期間等	開催場所（予定）	参加対象・参加条件・経費等
1) スタートコーチ（スポーツ少年団） インストラクター移行研修会〔1日〕 北海道ブロック会場 東北ブロック会場 関東ブロック会場 北信越ブロック会場 近畿ブロック会場 四国ブロック会場 九州ブロック会場 令和2年10月～11月（予定）	全国7会場	・参加対象者は、令和元年度（2019年度）にスポーツ少年団認定育成員としてスポーツ少年団に登録し、継続してスポーツ少年団登録している者 ・参加料は1人2,200円 ・旅費は自己負担
2) スタートコーチ（スポーツ少年団） インストラクター養成講習会〔2日間〕 令和2年10月～11月（予定）	大阪府	・参加対象者は、令和2年度にスポーツ少年団に登録し、都道府県スポーツ少年団が推薦する者 ・参加料は1人4,400円 ・旅費は自己負担
3) スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会〔1日〕 令和2年4月1日（水）～令和3年2月28日（日）	都道府県にて実施	・講習会実施団体において、受講料を設定する
4) 第3回ジュニアスポーツフォーラム 令和2年6月28日（日）	東京都	・参加対象者は、スポーツ少年団登録指導者および各都道府県リーダー代表者1名、リーダー育成担当者1名、ジュニアスポーツに関わる法律実務家・研究者及び当協会公認スポーツ指導者資格保有者 他計500名程度 ・参加料は1人1,100円 ・旅費は自己負担
5) 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及促進		
【講師講習会】〔2日間〕 令和2年5月～令和3年2月（予定）	全国3会場 東地区 中地区 西地区	・参加対象者は、都道府県体育・スポーツ協会、または都道府県スポーツ少年団から推薦された者（原則各都道府県3名、内1名はスポーツ少年団登録者であることが望ましい） ・各会場50名程度 ・1泊2日 ・参加料は1人4,400円 ・交通費、宿泊費は自己負担
【講師講習会受講修了者ブラッシュアップセミナー】〔1日〕 令和2年5月～令和3年2月（予定）	全国3会場 東地区 中地区 西地区	・参加対象者は、幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム講師講習会受講修了者とする ・各会場最大50名程度 ・参加料は1人2,200円 ・交通費、宿泊費は自己負担
【都道府県普及促進研修会】〔1日〕 －委託70コース（予定）－ 令和2年4月1日（水）～令和3年2月28日（日）	都道府県にて実施	・参加対象者は、スポーツ少年団関係者、当協会公認スポーツ指導者、総合型地域スポーツクラブ関係者、幼稚園・保育所等関係者、教育委員会関係者等（最低10名以上／コース） ・講師は、原則として幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム講師講習会受講修了者とする ・幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラムに関する講義、運動遊び、指導法・指導技術に関する実技、その他（ディスカッション等）3時間以上 ・受講料の下限は500円（上限なし・実施団体において受講料を設定する）

2. 指導者協議会

内容・開催期間等	開催場所（予定）	参加対象・参加条件・経費等
1) 全国スポーツ少年団指導者協議会 令和2年6月26日（金）～27日（土）	東京都内	・参加対象者は、指導者協議会等代表1県1名 ・参加料は無料 ・当協会旅費基準により交通費を支給、宿泊費は上限8,000円を補助
2) ブロック指導者研究協議会 －組織整備強化（助成）－ 令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）	各ブロックにて開催	・各ブロックにおいて実施要項を作成 ・参加者はスポーツ少年団登録指導者を対象とし、具体的にはブロックにおいて定める

3. リーダー養成・研修

内容・開催期間等	開催場所（予定）	参加対象・参加条件・経費等
1) シニア・リーダースクール 令和2年9月19日（土）～22日（火・祝）	静岡県・ 国立中央青少年交流の家	・参加対象者は、令和2年度にスポーツ少年団に団員として登録する、義務教育終了者で20歳未満のジュニア・リーダー認定者または所定の活動単位数を満たした者都道府県スポーツ少年団が推薦する者（全国140名） ・各都道府県の参加者枠は、高校生以上の団員登録数比例配分により決定 ・参加料は1人16,500円 ・当協会旅費基準により交通費（往復の2分の1）を補助 ・宿泊、食事等経費は当協会負担
2) ジュニア・リーダースクール －組織整備強化（助成）－ 令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）	都道府県にて実施	・都道府県において実施要項を作成 ・参加対象者は、令和2年度にスポーツ少年団に団員として登録している小学校5年生以上中学生までの者で、所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者
3) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会 令和2年6月27日（土）～28日（日）	東京都内	・参加対象者は、各都道府県リーダー会代表者1名およびリーダー育成担当者1名 ・参加料は無料 ・当協会旅費基準により交通費（指導者・団員ともに往復の2分の1）を補助 ・宿泊、食事等経費は当協会負担
4) ブロックリーダー研究大会 －組織整備強化（助成）－ 令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）	各ブロックにて開催	・各ブロックにおいて実施要項を作成 ・参加対象者は、ブロック内都道府県スポーツ少年団リーダー会代表者およびリーダー育成担当者

4. 国内交流

内容・開催期間等	開催場所（予定）	参加対象・参加条件・経費等
1) 第58回全国スポーツ少年大会 （リーダーズアクション2020） 令和2年7月31日（金）～8月3日（月）	静岡県	- 各都道府県の参加者枠は、各都道府県団員5名、指導者1名（開催都道府県は団員10名、指導者2名）（計288名） - 団員は、令和2年度にスポーツ少年団に団員として登録し、開催年の4月1日現在、中学1年生以上高校3年生相当の年齢の者。ただし、ジュニア・リーダー資格を有しており、かつ、所属の都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する場合に限り、小学6年生の者でも参加を認める。 - 指導者は、令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、スポーツ少年団の理念を学習済みの者（※） - 参加料は1人 13,200円 - 大会旅費基準により交通費（指導者・団員ともに往復の2分の1）を補助 - 宿泊費、食事は主催者負担 - 参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備
2) 第42回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会 令和2年8月6日（木）～9日（日）	岩手県	- チーム編成は、指導者2名、団員14名（小学4～6年生）【同一単位団所属】 - 団員は、令和2年度にスポーツ少年団に団員として登録している者 - 指導者は、令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、スポーツ少年団の理念を学習済みの者（※） - 参加チーム数は、16チーム（計256名） （北海道1、東北2、関東2、北信越1、東海2、近畿2、中国2、四国1、九州2、開催地1） *参加チームはブロック内で決定 - 参加料は無料 - 交通費は自己負担 - 宿泊費、食事は当協会負担 - 参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備
3) 第43回全国スポーツ少年団剣道交流大会 令和3年3月下旬	福島県	- 団員は、令和2年度にスポーツ少年団に団員として登録している者 - 指導者は、令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、スポーツ少年団の理念を学習済みの者（※） - 各都道府県の参加者枠は、指導者1名、団員7名（計384名） - 団体戦：男女計5名（小学校4～6年生）【同一市区町村スポーツ少年団所属】 - 個人戦：男子（中学生1名）、女子（中学生1名） - 参加料は無料 - 交通費は自己負担 - 宿泊費、食事は当協会負担 - 参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備
4) 第18回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 令和3年3月下旬	宮城県	- チーム編成は、指導者2名、団員12名（小学3～6年生）以内、必要に応じてマネージャー1名をおくことができる【団員は同一単位団所属】 - 団員は、令和2年度にスポーツ少年団に団員として登録している者 - 指導者は、令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、スポーツ少年団の理念を学習済みの者（※） - 指導者のうち1名は、当協会公認コーチ1（バレーボール）、コーチ2（バレーボール）、コーチ3（バレーボール）およびコーチ4（バレーボール）または公益財団法人日本バレーボール協会ならびに日本小学生バレーボール連盟が共催する全国小学生バレーボール指導者研修会の受講証明書（指導者認定証）を所持していること - マネージャーは、役員またはスタッフとして登録している者でも可 - 参加チーム数 女子：全国48チーム 計720名（47都道府県および開催県から選出） 男子：全国10チーム 計150名（全国9ブロックおよび開催県から選出） - 参加料は無料 - 交通費は自己負担 - 宿泊費、食事は当協会負担 - 参加者は交歓記念品として500円程度の民芸品を準備
5) 第42回全国スポーツ少年団ホッケー交流大会 －助成－ 令和2年12月25日（金）～12月28日（月）	広島県	- 令和2年度スポーツ少年団および日本ホッケー協会の登録を完了した者 - チーム編成は、指導者3名、団員12名（小学4～6年生）以内 - 各都道府県の参加チーム枠は、男女各1チーム - 参加料は1人 2,000円 - 交通費、宿泊費は自己負担
6) ブロックスポーツ少年大会 －組織整備強化（助成）－ 令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）	各ブロックにて実施	- 各ブロックにおいて実施要項を作成 - 参加対象者は、令和2年度にスポーツ少年団に登録する団員・指導者であること
7) ブロック競技別交流大会 －組織整備強化（助成）－ 令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）	各ブロックにて実施	- 各ブロックにおいて実施要項を作成（原則として4競技以上） - 参加対象者は、令和2年度にスポーツ少年団に登録する団員・指導者であること

* 公益財団法人日本サッカー協会と日本スポーツ少年団共催の「JFA 第43回全日本U-12サッカー選手権大会」は、令和2年12月下旬に鹿児島県にて開催

（※）令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、スポーツ少年団の理念を学習済みの者

→ 令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、令和元年度（2019年度）にスポーツ少年団認定育成員または認定員としてスポーツ少年団に登録していた者

5. 国際交流

内容・開催期間等	開催場所（予定）	参加対象・参加条件・経費等
1) 第47回日独スポーツ少年団同時交流（派遣） 令和2年7月27日（月）～8月6日（木） ＜事前研修会＞ 令和2年5月2日（土）～4日（月）	ドイツ各地 東京都	・派遣者数は、88名（団長3名、グループ指導者9名を含む） ・団員は、令和元年度(2019年度)・令和2年度にスポーツ少年団に登録している団員で、以下のいずれかの条件を満たす16～24歳までの者 * シニア・リーダー認定者 * 所定の活動単位の合計が20単位以上の者 * 所属道府県スポーツ少年団本部長が特別に認めた者 ・令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、スポーツ少年団の理念を学習済みの者（※） ・派遣負担金は、1人25万円（渡航費、ドイツ滞在費、ユニフォーム、海外旅行保険料等を含む）
2) 第47回日独スポーツ少年団同時交流（受入） 令和2年8月10日（月）～19日（水）	日本各地	・受入者数88名 ・全体プログラム期間中は、日本スポーツ少年団が担当 ・地方プログラム経費は各道府県負担（通訳謝金除く） ・各グループの地方分散、全体プログラムへの集結経費は日本スポーツ少年団が負担 ・団長団の視察は、東日本Ⅰ（北海道・東北Ⅰ・東北Ⅱ）を予定
3) 2020年日独青少年指導者セミナー（派遣） 令和2年10月11日（日）～10月24日（土） 【母国発着14日間】 ＜事前研修会＞ 令和2年9月頃	ドイツ各地 東京都	・令和2年度にスポーツ少年団に指導者とし、スポーツ少年団の理念を学習済みの者（※）、もしくは、都道府県・市区町村スポーツ少年団事務担当者で原則として50歳までの者10名 ・派遣負担金は1人10万円
4) 2020年日独指導者セミナー（受入） 令和2年10月30日（金）～11月11日（水） 【母国発着14日間】	関東ブロック、東京都	・ドイツスポーツユース指導者7名
5) 2020年日中青少年スポーツ団員交流（派遣） 令和2年8月（予定） 【7日間】 ＜事前研修会＞ 令和2年7月頃	中国各地	・指導者数は、8名（団長含む）、団員32名 ・北海道および東北ブロックから派遣 ・団員は、令和2年度にスポーツ少年団に登録している団員で、ジュニア・リーダー認定者 ・指導者は、令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、スポーツ少年団の理念を学習済みの者（※） ・派遣負担金額は1人1万円
6) 2020年日中青少年スポーツ指導者交流（派遣） 令和2年10月（予定） *実施方法について日中双方にて検討中 【10日間】 ＜事前研修会＞ 令和2年9月頃	中国各地 東京都	・令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、スポーツ少年団の理念を学習済みの者（※）、もしくは、都道府県・市区町村スポーツ少年団事務担当者で原則として45歳までの者10名（うち団長2名） ・派遣負担金は1人10万円
7) 日独スポーツ少年団ユースキャンプ ＜事前研修会＞ 令和2年3月20日（金）～21日（土）	埼玉県・ 東京都	・団員は原則として15～21歳（2020年4月1日現在）の2019年及び2020年度スポーツ少年団登録団員。ただし、主催者が認めた場合に限り23歳までの登録団員を参加可能とする。 ・指導者は、令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、スポーツ少年団 ・参加負担金は1人15万円

6. 広報出版

発行・作成物	配布先等
1) 豊かなスポーツライフをサポートする情報誌「Sport Japan」の発行	・単位スポーツ少年団に2冊 ・都道府県、市区町村スポーツ少年団に2冊配布 ・年6回発行（奇数月10日発行）
2) ガイドブック「スポーツ少年団とは」の作成・配布	・スポーツ少年団のガイドブック及び育成母集団研修会用教材として発行 ・都道府県スポーツ少年団を通じ、市区町村スポーツ少年団他、関係者に配布
3) スポーツ少年団「PRリーフレット」の作成（PDF）	・スポーツ少年団PR用としてPDFデータを作成し、ホームページ上で公開
4) スポーツ少年団年鑑の作成 「スポーツ少年団育成報告書」の作成・配布	・令和元年度の諸活動をまとめた報告書を作成、都道府県に配布
5) リーダー育成マニュアルの作成（PDF）	・ジュニア・リーダーおよびシニア・リーダー育成の手引書としてPDFデータを作成し、ホームページ上で公開
6) 広報活動ガイドの公開（PDF）	・日本スポーツ協会ホームページ上で公開
7) 「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」	・有料販売を実施
8) スポーツ少年団検索ページの運用	・日本スポーツ協会ホームページの各級スポーツ少年団情報を検索できるページの運用開始

7. 少年団顕彰

内容	詳細
・少年団顕彰	・日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準に基づき、都道府県スポーツ少年団の推薦によって、永年にわたり少年団の発展に貢献し特に顕著な功績がある市区町村スポーツ少年団と登録者を表彰、退任者に感謝状を贈呈

（※）令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、スポーツ少年団の理念を学習済みの者

→ 令和2年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、令和元年度(2019年度)にスポーツ少年団認定育成員または認定員としてスポーツ少年団に登録していた者

8. 研究調査

会議名等	詳細
1) 専門部会	*指導育成、広報普及、活動開発の3専門部会を中心とした具体的諸検討作業の実施。3部会各4回開催
2) プロジェクト・ワーキンググループ	*青少年スポーツ振興プロジェクト *スポーツ安全対策プロジェクト *幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及ワーキンググループ *日本スポーツ少年団リーダー制度改定ワーキンググループ *その他スポーツ少年団育成に係る研究、検討作業
3) 研究調査	*「少年スポーツのあり方」関連の各種研究調査 *「日本スポーツ少年団第10次育成6か年計画-アクションプラン2017-」の遂行に必要な各種調査 *東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みに係る各種研究調査

9. 組織整備強化

内容	詳細
1) 都道府県関係組織整備強化費	*登録実績を基準に、基礎配分+登録数配分で各都道府県へ助成 ・実施要項に基づく、次の内容に充当 ・都道府県スポーツ少年団強化育成費 ・県内研修（指導者、リーダー、母集団等）、ジュニア・リーダー養成等 ・都道府県スポーツ少年団強化育成及び管理費 ・指導者組織／リーダー組織の育成援助、県内組織の強化に関する運営管理、登録処理・管理等 ・ブロック会議（出席旅費）
2) ブロック関係組織整備強化費	*該当県に対し、定額助成 ブロック指導者研究協議会費／ブロック会議開催費／日本スポーツ少年団常任委員会出席旅費 全国大会準備費（全国スポーツ少年大会、全国競技別交流大会）
3) ブロック大会開催費（競技別交流大会・少年大会） ①ブロックスポーツ少年大会 ②ブロック競技別交流大会	*全国9ブロック 1県10万円 4競技以上実施 1県1競技10万×4競技＝40万円
4) ブロックリーダー研究大会開催費	*ブロック内リーダー代表等の研修 全国8ブロック （@5万円×50県）

10. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取り組み

内容	詳細
1) フェアプレーの推進 ◇2020年までの取組み	*「フェアプレイ宣言」の奨励 *「フェアプレイ大賞」参画の奨励 *「あくしゅ、あいさつ、ありがとう」の推進
2) 全国スポーツ少年団活動 ◇2020年までの取組み	*全国一斉活動の実施 *平和スローガンの募集
3) オリ・パラへの参画 ◇2020年の取組み	*大会開催年に全国各地で実施される大会セレモニーや大会運営にスポーツ少年団が参画できるよう、関係機関等に対して働きかけを行う
4) 組織基盤整備 ◇2020年以降を見据えた取組み	*登録システムの改修・連携 *地域スポーツクラブとしての組織基盤の充実 *スポーツ少年団活動への総合型地域スポーツクラブ関係者の参加促進

11. その他

内容	詳細
1) 体力テスト実施普及	*運動適性テストⅡ関係グッズ及び集計プログラムの頒布 （要綱、合格章、合格メダル、集計プログラム） *ホームページによる運動適性テストⅡの集計結果の公表
2) 登録認定関係	*団旗、登録認定関係資料の作成・配布 *スポーツ少年団登録システムによる登録データの管理業務
3) 都道府県スポーツ少年団事務担当者会議	*当該年度に係わる事務手続きの円滑化のため開催
4) 暴力行為根絶に向けた取組み	*暴力行為根絶に向けた周知啓発等

*ブロック会議 北海道・東北（北海道）、関東（千葉県）、北信越・東海（石川県）、近畿（奈良県）、中国・四国（広島県）、九州（鹿児島県）

「スポーツ少年団指導者制度」「リーダー制度」「指導者・リーダー制度」 対応表

日本スポーツ少年団指導者制度	日本スポーツ少年団リーダー制度	日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程(案)
日本スポーツ少年団は、スポーツ少年団の育成・指導にあたる指導者の資質の向上をはかり、組織的指導体制の確立をはかるため「日本スポーツ少年団指導者制度」を制定する。 1. スポーツ少年団指導者の規定 スポーツ少年団指導者とは、日本スポーツ少年団のかかげる指導理念に賛同し、日本スポーツ少年団に指導者登録した者をいう。 2. スポーツ少年団指導者の任務 スポーツ少年団指導者は、各々の立場においてスポーツを通じて青少年を健全に育成する任にあたり、単位スポーツ少年団をはじめ、市区町村、都道府県スポーツ少年団の育成・普及に努め、もって国民スポーツの振興に寄与しなければならない。 3. スポーツ少年団「有資格指導者」 スポーツ少年団指導者のうち、所定の養成講習会を修了し、資格認定された者を「有資格指導者」とする。 (1) 資格の種類と役割 ① 認定員 地域における単位団活動の中心的指導者として、スポーツ少年団の理念にのっとり、その指導・運営にあたるとともに、単位団内における育成母集団をはじめ組織の強化をはかるものとする。 ② 認定育成員 単位団指導者の中核として、団の育成やその指導にあたり、また、市区町村・都道府県スポーツ少年団の組織指導者としてスポーツ少年団の普及、活動の活性化を図るとともに、認定員の資質向上と育成拡充に努めるものとする。		＜趣旨＞ I. 趣旨 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団は、「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」を制定し、自発的にスポーツに取り組む子どもたちに対する責任とスポーツ少年団の社会的な使命を果たす指導者・リーダーを育成することにより、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する。 ＜スポーツ少年団指導者＞ II. スポーツ少年団指導者 スポーツ少年団指導者（以下「指導者」という）は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という）を保有し、各々の立場においてスポーツを通じて青少年を健全に育成する任にあたり、単位スポーツ少年団（以下「単位団」という）をはじめ、市区町村、都道府県スポーツ少年団の育成・普及にとつとめ、もって国民スポーツの推進に寄与するものである。スポーツ少年団で活動するにあたっては、全スポーツ少年団指導者が「スポーツ少年団の理念」を学ぶことが推奨される。 1. 単位団における位置づけ 単位団において、公認指導者資格を保有する者が指導者として登録をすることができる。各単位団には2名以上の指導者が登録していることが必要で、かつ2名以上の指導者が以下のいずれかの要件を満たす、「スポーツ少年団の理念を学習した指導者」でなければならない。 (1) 2019年度に認定育成員または認定員としてスポーツ少年団登録をしていた者。 (2) 2020年度から養成されるスタートコーチ（スポーツ少年団）資格を保有する者。

「スポーツ少年団指導者制度」「リーダー制度」「指導者・リーダー制度」 対応表

日本スポーツ少年団指導者制度	日本スポーツ少年団リーダー制度	日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程(案)
(2)有資格指導者の養成 ①認定員 日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団等の共催で、認定員養成講習会を実施する。 講習会内容は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づくスポーツリーダー養成講習会カリキュラムとし、同講習会を兼ねるものとする。 ②認定育成員 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会をもって、これにあてはまるものとする。 ただし、スポーツリーダー養成講習会を除く。		2. スタートコーチ(スポーツ少年団)の養成 日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団等の共催で、スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を実施する。 講習会内容は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度(以下「公認指導者制度」という)に基づくカリキュラムとする。 スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の講師は、スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター(以下「インストラクター」という)、「国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者」、「社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者」および「中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者」が務めることができる。 インストラクターとは 2019 年度に認定育成員としてスポーツ少年団登録をした者で、都道府県スポーツ少年団からの推薦を受け、2022 年度まで開催されるインストラクター移行研修会を受講した者、または 2019 年度から開催されるインストラクター養成講習会を受講し日本スポーツ少年団からインストラクターとして委嘱された者を指す。 3. スタートコーチ(スポーツ少年団)資格の認定 スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を修了した者および以下により講習会の受講を免除された者は、公認指導者制度に基づき、資格登録手続きを行うことで「スタートコーチ(スポーツ少年団)」として認定される。 なお 18 歳以上のシニア・リーダー資格認定者で、シニア・リーダー資格の認定から 4 年以内に都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した者は、「スタートコーチ(スポーツ少年団)」養成講習会の受講を免除することができる。
(3)資格の認定 ①認定員 認定員養成講習会を修了した指導者および下記により承認された指導者に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証、認定員章、指導必携書を交付するとともに、公益財団法人日本体育協会公認「スポーツリーダー」資格を付与する。 なお、シニア・リーダー認定者でその後も引き続き活動を継続した者、または、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者資格を有する者(スポーツドクター、スポーツデンティストを除く)のうち、日本スポーツ少年団に指導者登録を行い、市区町村スポーツ少年団が推薦し、都道府県スポーツ少年団が承認した者に対しては		

「スポーツ少年団指導者制度」「リーダー制度」「指導者・リーダー規程」対応表

日本スポーツ少年団指導者制度	日本スポーツ少年団リーダー制度	日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程(案)
「スポーツ少年団認定員」として認定することができる。 ②認定育成員 所定の講習会を修了し、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者資格を取得したスポーツ少年団指導者のうち、都道府県スポーツ少年団より推薦のあった者に対しては、日本スポーツ少年団が「スポーツ少年団認定育成員」として認定し、認定証、認定育成員章、指導必携書を交付する。 (4) 認定の期間 ①認定員 所定の講習会を修了した日から年度末日までとする。ただし、認定を受けた者が毎年引き続き登録を行っている限り有効とする。 ②認定育成員 資格の認定を受けた日から4年間とし、4年ごとに更新する。更新にあたっては、日本スポーツ少年団が実施する「認定育成員研修会」に参加しなければならない。 (5) 資格の停止および取消し 1) 公益財団法人日本体育協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づき「活動停止」処分となったときは、同一期間、資格を停止する。 2) 以下のいずれかに該当した場合は、資格を取り消す。 ①スポーツ少年団登録を行わなかったとき。 ②公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者の資格を喪失したとき。 ③日本スポーツ少年団が実施する「認定育成員研修会」に参加しなかったとき。 ④公益財団法人日本体育協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づき「登録取消し」処分となったとき。 ⑤理由なく与えられた任務を果たさなかったとき。		4. スタートコーチ(スポーツ少年団)認定の期間 スタートコーチ(スポーツ少年団)の資格認定期間は、公認指導者制度に基づき、公認指導者資格の登録が完了してから4年とする。なお、他に公認指導者資格を保有する場合は、保有する公認指導者資格の認定期間に準じる。 5. 処分 指導者が公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程に違反したと認められたときは、同倫理規程に基づき処分を行うものとし、別に定める基準により処分内容を決する。

「スポーツ少年団指導者制度」「リーダー制度」「指導者・リーダー制度」 対応表

日本スポーツ少年団指導者制度	日本スポーツ少年団リーダー制度	日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程(案)
	スポーツ少年団における青少年リーダーを組織的に整備することとあわせ、団における位置づけを明らかにし、日常の活動を通じ個々の資質と技能の向上をはかり、将来のスポーツ少年団指導者に育成することを目的に「日本スポーツ少年団リーダー制度」を定める。 1. スポーツ少年団リーダーの規定 日本スポーツ少年団にジュニア・リーダーとシニア・リーダーをおく。ジュニア・リーダーは、単位団において団員の模範となって活動する団員をいう。シニア・リーダーは、単位団およびリーダー会において模範となって活動する団員をいう。 2. スポーツ少年団リーダーの養成 日本スポーツ少年団では、リーダーの資質の向上をはかるため次のリーダースクールを設け、資格の認定を行う。 (1) ジュニア・リーダースクール 日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団が共催で開設する。 対象：次のいずれの条件も満たす者とする。 ① 日本スポーツ少年団登録団員で、小学校5年生以上中学生までの者。 ② 所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者。 内容：次の内容を含む20時間以上のコースを設定する。 ① スポーツ少年団とは ② スポーツ少年団のリーダーとは ③ 活動プログラムの実践(スポーツ活動、交歓交流活動、集団生活・集団行動等) ④ 話し合い (2) シニア・リーダースクール 日本スポーツ少年団が開設する。	＜スポーツ少年団リーダー＞ Ⅲ. スポーツ少年団リーダー 日本スポーツ少年団に将来の指導者となるべく人材を育成することを目的に、ジュニア・リーダー、シニア・リーダーを置く。 1. ジュニア・リーダーおよびシニア・リーダーの位置づけ ジュニア・リーダーは単位団において指導者と団員をつなぐ役割を担い、団員のなかで中心となって活動する者をいう。シニア・リーダーはジュニア・リーダーが担う役割に加え、市区町村または都道府県スポーツ少年団リーダー会においても活動し、地域のなかで中心的に活動する者をいう。 2. スポーツ少年団リーダーの養成 日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団リーダーの資質の向上をはかるため、次のリーダースクールを設け、資格の認定を行う。 (1) ジュニア・リーダースクール 日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団が共催で開設する。 対象：次のいずれの条件も満たす者とする。 ① 日本スポーツ少年団登録団員で、小学校5年生以上中学生までの者。 ② 所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者。 内容：次の内容を含む20時間以上のコースを設定する。 ① スポーツ少年団とは ② スポーツ少年団のリーダーとは ③ 活動プログラムの実践(スポーツ活動、交歓交流活動、集団生活・集団行動) ④ 話し合い (2) シニア・リーダースクール 日本スポーツ少年団が開設する。

「スポーツ少年団指導者制度」「リーダー制度」「指導者・リーダー制度」 対応表

日本スポーツ少年団指導者制度	日本スポーツ少年団リーダー制度	日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程(案)
	対象：次のいずれの条件も満たす者とする。 ①日本スポーツ少年団登録団員で義務教育を終了した20歳未満の者。 ②「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者又はスポーツ少年団活動により、別に定める活動単位を取得し、シニア・リーダースクールの参加資格を認められた者。 内容：次の内容を含む40時間以上のコースを設定する。 ①スポーツ少年団とは(意義と原則／組織と活動) ②リーダーとは ③少年期の発育発達 ④スポーツの指導 ⑤安全管理 ⑥体力テスト ⑦グループワーク ⑧スポーツ少年団員のための運動プログラム ⑨交歓交流活動の実践 ⑩研究協議 3. スポーツ少年団リーダーの資格認定 (1)ジュニア・リーダー ジュニア・リーダースクールの修了した団員に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。 (2)シニア・リーダー シニア・リーダースクールの修了した団員に対しては、日本スポーツ少年団が「日本スポーツ少年団シニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。 4. 認定の期間 (1)ジュニア・リーダー 認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。 (2)シニア・リーダー 認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。ただし、日本スポーツ少年団指導者制度に定める要件を満たした場合、「スタートコーチ(スポーツ少年団)」養成講習会の受講を免除することができる。	対象：次のいずれの条件も満たす者とする。 ①日本スポーツ少年団登録団員で義務教育を終了した20歳未満の者。 ②「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者又はスポーツ少年団活動により、別に定める活動単位を取得し、シニア・リーダースクールの参加資格を認められた者。 内容：次の内容を含む40時間以上のコースを設定する。 ①スポーツ少年団とは(意義と原則／組織と活動) ②リーダーとは ③少年期の発育発達 ④スポーツの指導 ⑤安全管理 ⑥体力テスト ⑦グループワーク ⑧スポーツ少年団員のための運動プログラム ⑨交歓交流活動の実践 ⑩研究協議 3. スポーツ少年団リーダーの資格認定 (1)ジュニア・リーダー ジュニア・リーダースクールの修了した団員に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。 (2)シニア・リーダー シニア・リーダースクールの修了した団員に対しては、日本スポーツ少年団が「日本スポーツ少年団シニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。 4. 認定の期間 (1)ジュニア・リーダー 認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。 (2)シニア・リーダー 認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。ただし、本規程に定める要件を満たした場合、「スタートコーチ(スポーツ少年団)」養成講習会の受講を免除することができる。

「スポーツ少年団指導者制度」「リーダー制度」「指導者・リーダー規程」 対応表

日本スポーツ少年団指導者制度	日本スポーツ少年団リーダー制度	日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程(案)
4. 制度の変更 本制度の改正は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。 <附則> この制度は昭和 61 年 4 月 1 日から実施する この制度は平成 2 年 4 月 1 日から改定実施する。 この制度は平成 4 年 10 月 21 日から改定実施する。 この改定規定施行時において、すでに旧規定により認定された「認定指導員」および「認定育成指導員」は、それぞれ「認定員」および「認定育成員」と読み替えるものとする。 この制度は平成 7 年 10 月 24 日から改定実施する。 この制度は平成 11 年 4 月 1 日から改定実施する。 この制度は平成 12 年 10 月 20 日から改定実施する。 この制度は平成 17 年 4 月 1 日から改定実施する。 平成 17 年度の認定員の養成については、改定制度施行前のカリキュラムに基づき実施できるものとする。 この制度は平成 22 年 4 月 14 日から改定実施する。 この制度は平成 23 年 4 月 1 日から改定実施する。 この制度は平成 25 年 4 月 1 日から改定実施する。 この制度は平成 27 年 11 月 9 日から改定実施する。	5. 認定資格の停止および取消し (1)ジュニア・リーダー、シニア・リーダーに公益財団法人日本体育協会倫理規程第 4 条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「活動停止」処分となったときは、同一期間、資格を停止する。 (2)ジュニア・リーダー、シニア・リーダーが次の各項に該当するとき、その資格を取り消す。 ① スポーツ少年団登録を行わなかったとき。 ② 公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第 4 条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「登録取消し」処分となったとき。 6. 制度の変更 本制度は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。 <附則> 昭和 53 年 2 月 28 日制定 昭和 59 年 1 月 26 日改定 平成 2 年 4 月 1 日改定 平成 7 年 4 月 1 日改定 平成 18 年 4 月 1 日改定 平成 22 年 4 月 1 日改定 平成 22 年 4 月 14 日改定 平成 27 年 11 月 9 日改定 平成 30 年 4 月 1 日改定	5. 認定資格の停止および取消し (1) ジュニア・リーダー、シニア・リーダーに公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第 4 条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「活動停止」処分となったときは、同一期間、資格を停止する。 (2) ジュニア・リーダー、シニア・リーダーが次の各項に該当するとき、その資格を取り消す。 ① スポーツ少年団登録を行わなかったとき。 ② 公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第 4 条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「登録取消し」処分となったとき。 IV. 規程の変更 本規程は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。 附則 1. 本規程は 2020 年 2 月 28 日に制定し、2020 年 4 月 1 日から施行する。

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程（案）

<趣旨>

I. 趣旨

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団は、「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」を制定し、自発的にスポーツに取り組む子どもたちに対する責任とスポーツ少年団の社会的な使命を果たす指導者・リーダーを育成することにより、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する。

<スポーツ少年団指導者>

II. スポーツ少年団指導者

スポーツ少年団指導者（以下「指導者」という）は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という）を保有し¹、各々の立場においてスポーツを通じて青少年を健全に育成する任にあたり、単位スポーツ少年団（以下「単位団」という）をはじめ、市区町村、都道府県スポーツ少年団の育成・普及につとめ、もって国民スポーツの推進に寄与するものである。スポーツ少年団で活動するにあたっては、全スポーツ少年団指導者が「スポーツ少年団の理念」を学ぶことが推奨される。

1. 単位団における位置づけ

単位団において、公認指導者資格を保有する者が指導者として登録をすることができる。各単位団には2名以上の指導者が登録していることが必要で、かつ2名以上の指導者が以下のいずれかの要件を満たす、「スポーツ少年団の理念を学習した指導者」でなければならない。

- (1) 2019年度に認定育成員または認定員としてスポーツ少年団登録をしていた者。
- (2) 2020年度から養成されるスタートコーチ（スポーツ少年団）資格を保有する者。²

2. スタートコーチ（スポーツ少年団）の養成

日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団等の共催で、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を実施する。

講習会内容は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度（以下「公認指導者制度」という）に基づくカリキュラムとする。

スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の講師は、スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター（以下「インストラクター」という）、「国・公・私立の大学、短期大学におけ

¹ 単位団において「指導者」として登録できる者は、公認スポーツ指導者のうち、4年に一度の資格更新研修の受講が義務づけられる資格の保有者に限られる。したがって、「スポーツリーダー（永年認定資格）」は公認スポーツ指導者資格ではあるが、スポーツ少年団において「指導者」として登録することはできない。

² スタートコーチ（スポーツ少年団）を除く公認指導者資格を保有する者が、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講・修了した場合も、スタートコーチ（スポーツ少年団）資格を保有する者となり、「スポーツ少年団の理念を学習した指導者」としてみなされる。

る教育実績を持つ者」、「社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者」および「中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者」が務めることができる。

インストラクターとは 2019 年度に認定育成員としてスポーツ少年団登録をした者で、都道府県スポーツ少年団からの推薦を受け、2022 年度まで開催されるインストラクター移行研修会を受講した者、または 2019 年度から開催されるインストラクター養成講習会を受講し日本スポーツ少年団からインストラクターとして委嘱された者を指す。

3. スタートコーチ（スポーツ少年団）資格の認定

スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を修了した者および以下により講習会の受講を免除された者は、公認指導者制度に基づき、資格登録手続きを行うことで「スタートコーチ（スポーツ少年団）」として認定される。

なお 18 歳以上のシニア・リーダー資格認定者で、シニア・リーダー資格の認定から 4 年以内に都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した者は、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会の受講を免除することができる。

4. スタートコーチ（スポーツ少年団）認定の期間

スタートコーチ（スポーツ少年団）の資格認定期間は、公認指導者制度に基づき、公認指導者資格の登録が完了してから 4 年とする。なお、他に公認指導者資格を保有する場合は、保有する公認指導者資格の認定期間に準じる。

5. 処分

指導者が公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程に違反したと認められたときは、同倫理規程に基づき処分を行うものとし、別に定める基準により処分内容を決定する。

<スポーツ少年団リーダー>

Ⅲ. スポーツ少年団リーダー

日本スポーツ少年団に将来の指導者となるべく人材を育成することを目的に、ジュニア・リーダー、シニア・リーダーを置く。

1. ジュニア・リーダーおよびシニア・リーダーの位置づけ

ジュニア・リーダーは単位団において指導者と団員をつなぐ役割を担い、団員のなかで中心となって活動する者をいう。シニア・リーダーはジュニア・リーダーが担う役割に加え、市区町村または都道府県スポーツ少年団リーダー会においても活動し、地域のなかで中心的に活動する者をいう。

2. スポーツ少年団リーダーの養成

日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団リーダーの資質の向上をはかるため、次のリーダースクールを設け、資格の認定を行う。

(1) ジュニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団が共催で開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

- ①日本スポーツ少年団登録団員で、小学校5年生以上中学生までの者。
- ②所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者。

内容：次の内容を含む20時間以上のコースを設定する。

- ① スポーツ少年団とは ②スポーツ少年団のリーダーとは
- ③活動プログラムの実践（スポーツ活動、交歓交流活動、集団生活・集団行動）
- ④話し合い

(2) シニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団が開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

- ①日本スポーツ少年団登録団員で義務教育を終了した20歳未満の者。
- ②「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者又はスポーツ少年団活動により、別に定める活動単位を取得し、シニア・リーダースクールの参加資格を認められた者。

内容：次の内容を含む40時間以上のコースを設定する。

- ①スポーツ少年団とは（意義と原則／組織と活動） ②リーダーとは
- ③少年期の発育発達 ④スポーツの指導 ⑤安全管理 ⑥体力テスト
- ⑦グループワーク ⑧スポーツ少年団員のための運動プログラム
- ⑨交歓交流活動の実践 ⑩研究協議

3. スポーツ少年団リーダーの資格認定

(1) ジュニア・リーダー

ジュニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

(2) シニア・リーダー

シニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、日本スポーツ少年団が「日本スポーツ少年団シニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

4. 認定の期間

(1) ジュニア・リーダー

認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。

(2) シニア・リーダー

認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。ただし、本規程に定める要件を満たした場合、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会の受講を免除することができる。

5. 認定資格の停止および取消し

- (1) ジュニア・リーダー、シニア・リーダーに公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「活動停止」処分となったときは、同一期間、資格を停止する。
- (2) ジュニア・リーダー、シニア・リーダーが次の各項に該当するとき、その資格を取り消す。
 - ① スポーツ少年団登録を行わなかったとき。
 - ② 公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「登録取消し」処分となったとき。

IV. 規程の変更

本規程は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則

1. 本規程は2020年2月28日に制定し、2020年4月1日から施行する。

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下、公認指導者資格とする）保有者とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を受講した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員またはスタッフ2名以上の登録を必須とする。なお、指導者は少なくとも2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔2019年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。なお新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、20歳以上の指導者、役員またはスタッフが2名以上登録していればよいものとする。ただし、そのうち少なくとも2名が年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講する必要がある。
4. 指導者、役員またはスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
5. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
6. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
7. 市区町村スポーツ少年団は上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
8. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
9. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

第3条 スポーツ少年団登録規程第5条に関しては次の通りとする。

1. 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
2. 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。
3. 団員については団員章を交付する。
4. 指導者については登録章を交付する。
5. 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

第4条 前条による認定をうけた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加する権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用（営利目的での使用は除く）を認められる。

第5条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第6条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

- 附則 1 本細則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 2 本細則は平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 3 本細則は平成 4 年 10 月 21 日から改定施行する。
- 附則 4 本細則は平成 7 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 5 本細則は平成 11 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 6 本細則は平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 7 本細則は平成 24 年 11 月 14 日から改定施行する。
- 附則 8 本細則は平成 26 年 5 月 23 日に改定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 9 本細則は平成 27 年 3 月 6 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 10 本細則は平成 28 年 11 月 11 日に改定施行し、平成 29 年度登録から適用する。
- 附則 11 本細則は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 12 本細則は令和元年 5 月 31 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 13 本細則は令和 2 年 2 月 28 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

スポーツ少年団登録規程施行細則改定対比表

現 行 (令和元年5月31日承認内容)	改定案
第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。 第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。 1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。 2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者とする。 3. 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員またはスタッフ2名以上の登録を必須とする。なお、指導者は少なくとも2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔2019年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。<u>ただし新規登録単位スポーツ少年団の指導者は、年度内に資格を取得すればよいものとする。</u> 4. 指導者、役員またはスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。 5. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。 6. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。	第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。 第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。 1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。 2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者とする。 3. 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員またはスタッフ2名以上の登録を必須とする。なお、指導者は少なくとも2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔2019年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。<u>なお新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、20歳以上の指導者、役員またはスタッフが2名以上登録していればよいものとする。ただし、そのうち少なくとも2名が年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講する必要がある。</u> 4. 指導者、役員またはスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。 5. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。 6. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。

スポーツ少年団登録規程施行細則改定対比表

現 行 (令和元年5月31日承認内容)	改定案
7. 市区町村スポーツ少年団は上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。 8. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。 9. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者・役員およびスタッフ1名700円とする。	7. 市区町村スポーツ少年団は上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。 8. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。 9. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者・役員およびスタッフ1名700円とする。
第3条 スポーツ少年団登録規程第5条に関しては次の通りとする。 1. 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。 2. 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。 3. 団員については団員章を交付する。 4. <u>指導者については登録証ならびに指導者章を交付する。</u> 5. <u>役員およびスタッフについては登録証を交付する。</u>	第3条 スポーツ少年団登録規程第5条に関しては次の通りとする。 1. 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。 2. 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。 3. 団員については団員章を交付する。 4. <u>指導者については登録証を交付する。</u> 5. <u>役員およびスタッフについては登録証を交付する。</u>
第4条 前条による認定をうけた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加する権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用（営利目的での使用は除く）を認められる。 第5条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取	第4条 前条による認定をうけた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加する権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用（営利目的での使用は除く）を認められる。 第5条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取

スポーツ少年団登録規程施行細則改定対比表

現 行 (令和元年5月31日承認内容)	改定案
り扱いの詳細については、別途定める。 第6条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。	り扱いの詳細については、別途定める。 第6条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。
附則1 本細則は昭和61年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。	附則1 本細則は昭和61年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。
附則2 本細則は平成元年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。	附則2 本細則は平成元年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。
附則3 本細則は平成4年10月21日から改定施行する。	附則3 本細則は平成4年10月21日から改定施行する。
附則4 本細則は平成7年4月1日から改定施行する。	附則4 本細則は平成7年4月1日から改定施行する。
附則5 本細則は平成11年4月1日から改定施行する。	附則5 本細則は平成11年4月1日から改定施行する。
附則6 本細則は平成17年4月1日から改定施行する。	附則6 本細則は平成17年4月1日から改定施行する。
附則7 本細則は平成24年11月14日から改定施行する。	附則7 本細則は平成24年11月14日から改定施行する。
附則8 本細則は平成26年5月23日に改定し、平成27年4月1日から施行する。	附則8 本細則は平成26年5月23日に改定し、平成27年4月1日から施行する。
附則9 本細則は平成27年3月6日に改定し、平成28年4月1日から施行する。	附則9 本細則は平成27年3月6日に改定し、平成28年4月1日から施行する。
附則10 本細則は平成28年11月11日に改定施行し、平成29年度登録から適用する。	附則10 本細則は平成28年11月11日に改定施行し、平成29年度登録から適用する。
附則11 本細則は平成30年4月1日から改定施行する。	附則11 本細則は平成30年4月1日から改定施行する。
附則12 本細則は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。	附則12 本細則は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
附則13 本細則は令和2年2月28日に改定し、令和2年4月1日から施行する。	附則13 本細則は令和2年2月28日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

スポーツ少年団指導者に係る諸規程等の改定に伴う 各種交流事業の参加申し込み条件の改定

1. 改定前（2019年度以前）の指導者の参加（申込）条件

日本スポーツ少年団が主催する各種国際・国内交流事業における、指導者の参加（申込）条件は以下のとおり。

【各種事業における指導者の参加(申込)条件 一部抜粋】

国際交流

- ・ 日本スポーツ少年団有資格指導者(認定育成員・認定員)であり、グループワークの経験と能力が豊かで、---以下省略---。〔日独スポーツ少年団同時交流 派遣〕
- ・ スポーツ少年団認定育成員または認定員の資格を得ている者。
〔日中青少年スポーツ団員交流 派遣〕

国内交流

- ・ スポーツ少年団有資格者で、集団指導の能力に優れ、---以下省略---。〔全国スポーツ少年大会〕
- ・ 2019年度にスポーツ少年団登録をしている有資格指導者(認定員、認定育成員)で、集団指導の能力に優れ、---以下省略---。〔全国スポーツ少年団軟式野球交流大会〕
- ・ 20109 年度日本スポーツ少年団登録をしている有資格指導者(認定員、認定育成員)で、集団指導の能力に優れ、---以下省略---。〔全国スポーツ少年団バレーボール交流大会〕

2. 改定後（令和2（2020）年度以降）の指導者の参加（申込）条件

令和2（2020）年度以降の日本スポーツ少年団が主催する各種国際交流・国内交流事業における指導者の参加（申込）条件（スポーツ指導者資格に係る部分）は以下のとおり。

- ・ スポーツ少年団に指導者として登録している者
- ・ 令和元（2019）年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者

3. 対象事業

(1) 国際交流事業

- ・ 日独スポーツ少年団同時交流（派遣）
- ・ 日独スポーツ少年団指導者交流（派遣）
- ・ 日独指導者セミナー（派遣）
- ・ 日中青少年スポーツ団員交流（派遣）
- ・ 日中青少年スポーツ指導者交流（派遣）

(2) 国内交流事業

- ・ 全国スポーツ少年大会
- ・ 全国スポーツ少年団競技別交流大会（軟式野球・バレーボール・剣道）

学童野球に関する投球数制限のガイドライン

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

本ガイドラインの設定は、大学・整形外科・医師・理学療法士・各学会等の、データによるものと各会の立場での助言指導、また「運動器の10年」のアンケート調査及び実施している支部等の実態及び提言を検証し、競技運営並びにチーム編成を考慮し設定したものである。

1 試合での投球数制限について

1日70球以内とする。

2 練習での全力投球数について

野手も含めて1日70球以内、週に300球以内とする。

3 練習について

1週間に6日以内、1日3時間を超えないこととする。

4 試合について

練習試合を含め、年間100試合以内とする。

5 選手の障害予防のための指導者へのガイドライン

- ① 試合をしないシーズンオフを少なくとも3ヵ月をもうける。
- ② 練習前後のウォーミングアップ、クーリングダウンは少なくともそれぞれ20分以上行う。
- ③ 複数の投手と捕手を育成する。
- ④ 選手の投球時の肩や肘の痛み(自覚症状)と動き(フォーム)に注意を払う。
- ⑤ 正しい投げ方、肘に負担をかけないための投げ方への知識を高める。
- ⑥ 選手の体力づくりに努める。
- ⑦ 運動障害に対する指導者自身の知識を高める。
- ⑧ 勝利至上主義から育成至上主義への学童野球のイノベーション。
- ⑨ 医師の検診結果への充分なる対応をしていく。